

令和8年度 佐賀県 KAWARU チャレンジ事業

第2回募集要項

さかのKAWAが身近に、楽しく、KAWARUプロジェクト



- 川 を見る、知る、関心を持つ
- 多様な形で川に **関わる**
- 川を5感で体感し楽しむ **川る** ↑
- 川に対する意識が **変わる**
- 川がいろんな場に **代わる**

森川海人っプロジェクトキャラクター
2代目 **森川海人**くん

募集期間：令和8年6月8日（金）～ 7月10日（金）

応募先：〒840-8570

佐賀県 県土整備部 河川砂防課 計画調整担当（新館8階）

TEL 0952-25-7540（直通） FAX 0952-25-7277

佐賀県県土整備部河川砂防課

1 目的

県民が「森・川・海はひとつ」との意識を持ち、佐賀の豊かな自然を未来へ継承するため、団体・個人等が河川への関心を高め、理解を深めるために新たに実施する活動を支援し、県民が多様に川に関わり、川を体感する機会の創出を図る。

2 補助対象者

県内の河川等において、河川への関心を高め、理解を深めるための活動を行う県内の団体又は個人とします。なお、団体で応募される場合は「チーム森川海人っ」への加入を必須とします。なお、イベント等を実施する場合は、森川海人 HP または、SNS で告知を行うこと。

また、団体・個人問わず、極力 KAWARU 交流会へ参加し、取り組みについて発表を行うこととする。

チーム森川海人っ：[チーム | 佐賀県の森川海を守る森川海人っプロジェクト](#)

KAWARU 交流会：[KAWARU プロジェクトについて / 佐賀県](#)

ただし、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する場合、又は次の（１）から（７）までに掲げる者がその経営に実質的に関与している場合は補助対象者から除外されます。

- （１） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２） 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３） 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- （４） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- （５） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- （６） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （７） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、補助対象者が新たに取り組む次に掲げる事業とします。

なお、事業を河川敷又は河川敷付近で実施する場合は、河川の良い環境の維持・保全につながる活動（例；参加者による清掃活動の実施等）を併せて実施してください。

- （１） 河川を活用した「森・川・海」のつながりを普及啓発するための事業
【例】河川での活動を通し、水源涵養や水循環を学ぶ取組 など
- （２） 河川への理解を深め、河川に親しむ事業
【例】川の学習会や川遊び、川下り、川床体験 など
- （３） その他河川愛護の推進に資する事業
【例】地域と企業が連携して行う河川清掃、河川清掃&河川敷ウォーキング など

4 補助対象経費及び補助率、補助上限額

補助金交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとします。

ただし、交付決定前に発生した経費（交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの）は補助対象外になりますので、ご注意ください。

対 象 経 費	補助率	補助上限額
委託費（講師謝金、報償費等含む）、物品等購入費、その他の経費（保険料、使用料等）	10分の10	300千円以内
ただし、物品等購入費において弁当・飲料等を購入する場合、イベント時等における運営要員及び事業目的の達成のために必要な参加者等に対して購入するものとし、原則として一人当たり2,000円以内を限度とします。		

5 応募方法等

(1) 募集期間

令和8年6月8日（月）から令和8年7月10日（金）まで

※受付時間8時30分から17時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）。

※郵送又は持参により受け付けます。郵送の場合、当日の消印有効です。

(2) 応募方法

所定の様式に必要事項を記入の上、添付資料とともに提出してください。

(3) 応募書類

①事業計画書（鑑文）（様式第1号）

②事業計画書（様式第1号別紙1）

③収支予算書（様式第1号別紙2）

④団体等概要書（様式第1号別紙3）

⑤誓約書（様式第1号別紙4）

※様式データは、県ホームページからダウンロードできます。

佐賀県ホームページ>県土・まちづくり>河川・砂防>KAWARU チャレンジ事業

(4) 応募事業の取り扱い

本事業は、始めて事業に参加する個人または団体を優先して採択することとします。

ただし、募集件数に満たない場合は、過去に本事業に参加した個人または団体が新たに取り組む事業についても採択の対象とします。

(5) 提出先

〒840-8570

佐賀県 県土整備部 河川砂防課 計画調整担当（新館8階）

TEL 0952-25-7540（直通） FAX 0952-25-7277

(6) 交付決定までの流れ

①事前相談

申請にあたり、事前相談を受け付けます。不明な点などがあれば、募集期間中に河川砂防課計画調整担当（Tel 0952-25-7540）へお問い合わせください。

②事業計画書提出（事業者→県）

上記（3）に記載の書類を添えて事業計画書を提出してください。

③書類審査

募集期間終了後、書類審査を行います。審査にあたって、応募書類の内容確認などのため電話等によりヒアリングを実施させていただく場合があります。

④審査結果の通知及び補助金額の内示（県→事業者）

審査の結果は、文書にて通知すると同時に、採択された事業者には補助金額の内示を行います。

⑤補助金交付申請書（事業者→県）

内示を受けた事業者は、所定の期日までに補助金交付申請書を提出していただきます。

⑥補助金額の交付決定（県→事業者）

補助金交付申請書を受領次第、随時交付決定の手続きを行います。

7 審査方法・審査基準

(1) 審査方法及び結果の通知

審査会にて書類審査を行い、審査の結果については応募者あてに通知します。

審査の結果採択された場合は補助金の交付等に係る手続きを行っていただきます。

(2) 審査基準

審査にあたっては、主として以下の評価項目により行います。なお、審査内容については応募者本人も含め問い合わせは受け付けませんので、ご注意ください。

①目的に合致した事業となっているか

②新規性があるか

③次世代育成、地域への波及効果が期待できるか

④応募者が確実に事業を実施できるか

(3) 採択予定件数

1件あたりの補助上限額は300千円で、7件程度を予定しています。

8 事業報告及び補助金の交付

(1) 事業報告

対象事業が終了したときは、事業終了後30日以内又は令和9年3月12日のいずれか早い日までに所定の様式にて事業実績報告書を提出してください。

(2) 補助金交付

事業実績報告書の提出後、内容を審査し、補助金額の確定を行います。その後補助金を交付しますが、特に必要と認められる場合は事業実施前に概算払いを行うことも可能です。

9 その他留意事項

- (1) 事業終了後、補助事業で行った事業の成果について発表していただくことがあります。
- (2) 応募にあたっては、必ず本募集要項のほか、「佐賀県 KAWARU チャレンジ事業費補助金交付要綱」をご確認ください。
- (3) 事業実施にあたり作成、配布するポスターやパンフレット等には、可能な範囲で別添の「森川海人っプロジェクト」、「KAWARUプロジェクト」のロゴマークやキャラクターのイラストを入れてください。

(別添)

① 森川海人っプロジェクトロゴマーク

山から受けとる、人がつなぐ



MORIKAWAKAITO
PROJECT

② 「森川海人っプロジェクト」キャラクター もりかわ かいと 森川海人くん



③ 「森川海人っプロジェクト」キャラクター もりかわ かいと 2代目森川海人くん



④ 「KAWARUプロジェクト」 ロゴマーク



川をもっと身近に、川が楽しくKAWARU